

入札説明書

【電子入札システム対象案件

／総合評価落札方式】

業務名称：2023-2025 年度研修監理員新規登録及び
格付変更試験実施業務（単価契約）

調達管理番号：22a00987

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2023年3月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2023年3月2日
調達管理番号 22a00987

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2023-2025 年度研修監理員新規登録及び格付変更試験実施業務
(単価契約)
- (2) 選定方式：一般競争入札（総合評価落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書案」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2023年4月下旬から2026年3月下旬

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】080-7108-0588

上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へおかけください。

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。

詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

- 3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。¹

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、

¹ 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済の IC カードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省略する旨のご連絡は不要です。

入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で

「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類:

a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)

b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)

d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・共同企業体結成届

・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報

該当なし。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に、下見積書をPDF等に変換の上、添付ファイルとして提出ください。下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書案の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2022.html>

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してください。
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 技術提案書

(1) 提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1) 技術提案書は GIGAPOD (大容量ファイル送受信システム) 経由で提出するため、別紙「手続・締切日時一覧」の依頼期限までに提出用フォルダ作成を「4. 手続全般にかかる事項 (1) 書類等の提出先」にメールで依頼ください。そのうえで技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダにパスワードを付せずに格納してください。技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、格納が完了した旨を4. 手続全般にかかる事項 (1) 書類等の提出先までメールでご連絡ください。
- 2) 入札書は、入札書受付締切日時までに電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。なお、総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」(3桁の半角数字) を必ず入力してください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

(2) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 4) 入札保証金は免除します。

(3) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4. (2) 3) を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

11. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口でメールでお問い合わせ

下さい。

12. 入札執行（入札会）の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札開始日時：2023年4月18日（火）午後3時00分

(2) 再入札の実施

再入札の場合は、電子入札システムにより再入札の指示をしますので、「14. 入札方法等」をご覧ください。

13. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

14. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入

力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

15. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書締切日時後に到着した入札²
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 同一入札者による複数の入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 条件が付されている入札

16. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により電子入札システム上で落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、第2. 業務仕様書案の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は200点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点100点
価格点100点
とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第2 業務仕様書案」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

²入札書締切予定日時を過ぎると、電子入札システム上で入札書の提出が出来なくなる仕様となっています。

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり100点満点中50点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100\text{点})$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合

17. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子契約書による契約に同意するものとみなし、「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。

- (2) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

18. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

19. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業

務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術提案書の評価結果が不合格であった者の事前提出済み入札書の電子データは電子入札システム上で開札せず、無効として処理します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書案は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2023-2025 年度研修監理員新規登録及び格付変更試験実施業務（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景・目的

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、研修監理員（※）の確保・充実のために試験を実施し、試験結果に応じた登録及び格付（ランク）の変更を行っているが、2023 年度～2025 年度においても以下のとおり試験を実施する。

（1）新規登録試験

登録者が不足している言語の新規登録のため通訳能力試験（語学試験）を行う。

（2）格付変更試験

既登録者のうち一定の業務実績を有する者に対し、格付変更（ランクアップ）のための通訳能力試験（語学試験）を行う。

本業務においては、これらの試験の内、2.（2）で示す通訳能力試験（語学試験）の試験問題作成・採点（英語以外）及び試験運営（全言語）を委託することにより、限られた期間内に試験実施を効率的に実施することを目的とする。

（※）研修監理員：JICA が開発途上国の関係者（行政官、技術者、研究者等）を日本に招いて実施する研修員受入事業や招へい事業等において、開発援助の担い手（地方自治体・大学・NGO・公益法人・民間企業・有識者等）と研修参加者との間に立ち通訳・同行・連絡調整等を通じて研修の実施を支える役割を担う要員。登録制。

2. 試験の概要

（1）試験の実施日程、実施地域

下表のとおり、2023 年度～2025 年度に各年度 4 回を予定。

分類	言語	2023 年度（予定）		2024、2025 年度	
		日程案	会場案	時期	会場案
新規登録試験	英語	7 月 16 日(日)	全国 11 都市	7 月頃	全国 11 都市
	英語以外	7 月 23 日(日)	全国 11 都市	7 月頃	全国 11 都市
格付変更試験	英語	12 月 3 日(日)	全国 11 都市	12 月頃	全国 11 都市
	英語以外	1 月 14 日(日)	全国 11 都市	1 月頃	全国 11 都市

(2) 試験全体の構成と受注者の対象業務

ア 新規登録試験

新規登録試験に係る全体構成及び対象業務は、次の表のとおり。

区分	段階	業務内容	JICA	受注者	仕様書の項番	備考
問題	試験問題作成	試験問題の作成・提供・採点	(受領)	○ (提供)	5. (1)	採点結果は試験日から1ヶ月以内
募集	募集計画策定	募集要項作成	○			
		申込みの各種様式作成	○			
	広報活動	広報活動	○			
		応募奨励活動等	○			
選考	書類審査	書類審査実施	○			
		結果に係る内部手続き	○			
	語学試験	結果通知	○			
		試験日程、地域に関する情報	(提供)	○ (受領)	5. (2)	
		試験会場及び試験機材の確保		○	5. (2)	
		試験問題等の共有		○	5. (3)	
		受験者への語学試験の詳細通知		○	5. (4)	
		受験者からの問合せ対応		○	5. (5)	
		会場運営に関する情報提供	(受領)	○ (提供)	5. (6)	試験実施の7日前まで
		試験当日の会場の設営		○	5. (7)	
		試験当日の受験者の受付・誘導		○	5. (8)	
		試験の実施・監督・時間管理		○	5. (9)	
		解答吹込み用機器等の回収		○	5. (10)	
		試験実施後の資機材の送付		○	5. (11)	
		試験会場の原状回復		○	5. (12)	
		遠隔での受験実施対応		○	5. (13)	
試験実施結果の報告		○	5. (14)			
		結果に係る内部手続き	○			
		結果通知	○			
	面接試験	面接試験の案内通知	○			
		面接試験実施	○			
		結果に係る内部手続き	○			
		最終結果の通知	○			
		登録手続き	○			
登録	登録手続き	各種書面等の手続き	○			
		登録データの整備等	○			

イ 格付変更試験

格付変更試験に係る全体構成及び対象業務は、次の表のとおり。

区分	段階	業務内容	JICA	受注者	仕様書の項番	備考
問題	試験問題作成	試験問題の作成・提供・採点	(受領)	○(提供)	5.(1)	採点結果は試験日から1ヶ月以内
募集	格付変更の計画策定	方針検討・確定	○			
	周知	実施概要の通知 対象者への通知	○ ○			
選考	語学試験	試験日程、地域に関する情報	(提供)	○(受領)	5.(2)	
		試験会場及び試験機材の確保		○	5.(2)	
		試験問題等の共有		○	5.(3)	
		受験者への語学試験の詳細通知		○	5.(4)	
		受験者からの問合せ対応		○	5.(5)	
		会場運営に関する情報提供	(受領)	○(提供)	5.(6)	試験実施の7日前まで
		試験当日の会場の設営		○	5.(7)	
		試験当日の受験者の受付・誘導		○	5.(8)	
		試験の実施・監督・時間管理		○	5.(9)	
		解答吹込み用機器等の回収		○	5.(10)	
		試験実施後の資機材の送付		○	5.(11)	
		試験会場の原状回復		○	5.(12)	
		遠隔での受験実施対応		○	5.(13)	
		試験実施結果の報告		○	5.(14)	
登録	格付変更手続き	結果に係る内部手続き	○			
		結果通知	○			
		各種書面等の手続き 登録データの更新・整備等	○ ○			

(3) 語学試験の実施方法

受験者1名ずつ日本語と外国語の間の逐次通訳に係る口述試験を実施する。

聞こえてくる音声を基に、日本語から外国語、外国語から日本語への通訳内容を吹き込み審査するもの。所要時間は、1名につき30分程度を想定。

(4) 想定される対応受験者数(予定)

2023年度：110名程度(新規登録試験60名、格付変更試験50名)

2024、2025年度も同数を想定するが、変更の場合は都度連絡予定。

※ 募集言語、受験者数により、業務量(実施言語、人数等)は変動する。なお、JICAは受験者数を保証することはできない。

※ 2019年度実績(※新型コロナウイルス感染症流行前)

内訳：受験者数： 新規登録試験43名、格付登録試験51名 計94名

試験問題： スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語、インドネシア語、タイ語、ベンガル語、ミャンマー語、モンゴル語、ベトナム語、ロシア語、セルボ・クロアチア語、ペルシャ語、ダリ一語 計14言語

試験地： 帯広市、札幌市、仙台市、東京都内、名古屋市、金沢市、神戸市、広島市、福岡市、那覇市 計10都市

3. 契約期間、契約方法

2023年4月下旬から2026年3月31日まで。

単価契約

4. 業務の名称（案件名）

2023-2025年度研修監理員新規登録及び格付変更試験実施業務（単価契約）

5. 業務の内容（予定業務等）

（1）試験問題の作成・提出・採点について

ア 試験問題の原案（日本語）及び採点基準案を作成し、JICAに提出する。

（ア）試験問題：

原案（日本語）として短文20問、長文8問程度をJICAに提出後、JICAにて新規登録試験用、格付変更試験用を選抜する（計2回分）。

各試験問題1回分の内訳は以下のとおり。

第1部 日本語から外国語 短文2問（約80文字）、長文1問（約160文字）

第2部 外国語から日本語 短文2問、長文1問

（各部50点 合計100点満点）

（短文問題（日本語）の例：教育分野）

近年、「待機児童」という言葉をよく耳にします。待機児童とは保育施設に入れない子どものことをいいます。その解決策の一つとしてベビーシッターの活用が挙げられます。（79文字）

（長文問題（日本語）の例：保健衛生分野）

世界では25億人がトイレを使用できない環境に置かれています。その3分の2がアジア、4分の1がアフリカに住んでいます。また、安全な水やトイレの利用の面において農村部と都市部で著しい格差が生じています。

途上国に衛生的なトイレを普及するにあたって大きな問題は、『上下水道が整備されていないため水を使えない』ということです。先進国で一般的な水洗トイレを途上国で普及させるのは難しいのです。（189文字）

（イ）採点基準案：加点・減点の考え方、短文・長文問題の採点方針を盛り込んだ採点基準案を機構に提出する。

※ 参考：研修監理員が従事する業務の内容には求められる通訳力によって難易度に差があるため、新規登録試験の結果によりランク付けを行い、業務依頼時に

活用している。各ランクの定義は以下のとおり。

ランク	定義
A	通訳の正確性やスピードに優れ、文脈や状況に応じて適切な意思疎通を媒介できる会議通訳レベルの通訳力を有し、また、研修監理員業務における十分な遂行能力を有する。
B	標準的な研修コースにおいて支障なく対応できる商談通訳レベルの通訳力を有し、また、研修監理員業務における一定の遂行能力を有する。
C	講義、実習・見学以外の簡易な業務に対応できるアテンション通訳レベルの基礎的な通訳力を有する。

(ウ) 採点結果：採点基準の沿った採点を行い、試験実施日から1ヶ月以内に採点結果をJICAに提出する。

イ 外国語模範解答（吹込み用原稿）を作成し、試験CDを作成する。

(7) 対象言語（英語以外、21言語）

スペイン語、仏語、ポルトガル語、中国語、モンゴル語、ペルシャ語、ダリー語、インドネシア語、アラビア語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、ラオス語、ベンガル語、ネパール語、トルコ語、ウルドゥ語、カンボジア語、セルボ・クロアチア語、アルバニア語、ロシア語

※ 英語は試験運営のみ発注。英語の試験問題作成・採点は本件の発注対象外

※ 募集、受験者の状況により、作成が必要な言語は変動する

(イ) ナレーション及び試験吹込みについて

受験者への試験進行の指示を伝えるナレーション原稿を用意し、JICAに提出する。その際のナレーション及び第1部の試験問題吹込みは日本人のみとし、第2部の試験問題吹込みはネイティブスピーカーによるものとする。外国語は各言語の標準語を使うものとする。

※ ナレーションの第2部の冒頭に各言語名を入れる（例：第2部 フランス語から日本語への試験を始めます）

※ 日本語のナレーションを含め、一旦再生するとCDの録音指示に従って試験が実施できるものとする。

※ 参考：CDの作成・複製枚数 60枚/年程度

(2) 試験会場及び資機材の確保

ア 試験会場及び資機材の確保

JICAから受注者へ、実施地域、受験者数等の情報を、試験実施日の概ね21日前ま

でに提供する。併せて受注者は速やかに試験会場（以下「会場」という）及び資機材の確保を行う。

イ 試験の実施地域

会場予定は以下のとおり、全国 11 カ所 34 室程度を確保すること。

北海道帯広市、札幌市、宮城県仙台市、東京都、兵庫県神戸市、愛知県名古屋市、石川県金沢市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市、沖縄県那覇市

※ 募集の結果、受験者がいない会場は開催しない

※ 新規登録試験、格付変更試験共に、特殊言語については原則試験会場手配の上、試験を実施するが、英語については別途 JICA が手配するオンライン試験を優先するため、当該オンライン試験が実施出来なかった場合のみ、受注者へ会場手配及び実施運用を依頼する。2024、2025 年度も同様の予定。

ウ 会場及び資機材の留意事項

会場及び資機材を速やかに確保し、会場の施設名・最寄り駅からの道順・周辺の目標物を示した案内図を作成し、JICA に提出する。

会場及び資機材の要件等は以下のとおり。

(7) 会場（試験室）の確保

- ・ 音声を受験者が聴き通訳内容を解答し、口述にて吹き込む形式の試験に適した環境であること。（建物の防音性が高く、建物の内部及び周辺に解答吹き込みの妨げとなる騒音が発生しない立地条件であり、受験者が集中できる環境にあること。）
- ・ 上記条件を確保した上で会場を確保し、受験者が公正・公平・的確に受験できるような試験実施方法を勘案の上、適用すること。
- ・ これまでの実施方法は次の通り。

試験は会場内の試験室 1 室に受験者が 1 名のみ入室し、1 名当たり約 30 分受験する。1 日 1 室あたり 12 名程度を上限とし、1 室あたりの受験者数が上限を超える場合は試験室を複数確保する。

また、試験室とは別に受験者が受験時間まで待機できる適当なスペース（ロビー、試験室前等）を確保する。

※ なお受注者の有する施設が、上記試験の実施環境として十分な仕様を具備している場合には、会場借上げの代替として提案することも可とする。

(4) 会場（試験事務局）の確保

- ・ 試験問題の保管、関係者間の連絡・作業のための執務場所として、各会場に試

験事務局用の部屋を1部屋確保する。

- ・ 本件業務の性格上、厳重な施錠管理等十分なセキュリティを確保できる部屋とする。

(ウ) 資機材の確保

- ・ 語学試験の実施方法（2.（3））に適した資機材を確保する。試験問題の音声を再生するためのCDプレーヤーとヘッドホン等の機材を試験室1部屋あたり1台ずつ確保すること。
また、事前に試験CDを用い、試験用CDプレーヤーの動作確認を必ず実施すること。
- ・ 会場には、黒板又はホワイトボードを用意し、各試験室で実施する試験の名称や試験時間等を受験者に明示すること。
- ・ パソコン1台（バックアップデータ作成用）
- ・ 解答吹込み用機器（ICレコーダ）（参考：60台/年程度）

(3) 試験問題の共有・保管について

ア 試験実施日の概ね14日前までに試験CD（各言語1枚）を検品用としてJICAに提出する。JICAの検品後、受注者へ連絡する。

イ 受注者は試験CDを厳重に保管し、試験実施日までに各試験会場へ運搬する。また、受注者は受験者用メモ用紙（受験者1名につきA4用紙10枚綴り）を用意し、試験日に配付する。

(4) 受験申込者への語学試験案内の通知

ア JICAより提供された受験者情報を基に、受注者は当日のスケジュール案を作成し、JICAへ提出する。

イ 受注者は試験実施日の10日前までに語学試験案内を受験者に通知し、調整を行う。通知の方法は電子メールを原則とし、電子メールアドレスを所有しない受験申込者に限り郵便等によることとする。

ウ 語学試験案内には、以下の点を明記する。

(7) 試験当日の会場責任者の連絡先（5.（6）ア）

(1) 試験当日の受験者の本人確認用書類として、身分証明書（写真付）の持参・提示が必要であること

(5) 受験申込者からの試験に関する問い合わせへの対応

JICA が受注者に受験者情報を通知してから試験日前日までの期間、受験申込者からの語学試験に関する問い合わせを受け付ける（参考：40 件/年程度。内容は受験会場変更、試験日程確認、試験方法等）。その問合せ窓口として、受注者の電子メールアドレス・電話番号・担当者名を予め JICA へ報告しておく。問い合わせ先は試験案内の通知（5.（4））でも記載する。

(6) JICA に対する各情報の提出（会場運営に関する情報）

以下に関し、試験実施日の 7 日前までに JICA に報告する。

ア 会場責任者：試験会場毎に 1 名を配置

会場責任者は、次に掲げる試験監督者を指揮して試験実施を総括的に管理し、各種トラブルの処理などに当たる。会場責任者と試験監督者の兼務は認めない。

イ 試験監督者：試験室 1 室に対し 1 名を配置

(ア) 1 名が複数の試験室の監督を兼務することは認められない。

(イ) 試験監督者は各試験室の責任者として受験者への指示・説明及び試験進行、監督、解答吹込み用機器等の回収を行う。

(7) 試験当日の会場の設営等

ア 会場の施設内の適切な場所に、受験者の受付場所を設置する。（必要に応じて案内用の掲示を行う。）

イ 試験室内の座席等のレイアウトは、語学試験の実施方法（2.（3））を適正に実施できるよう事前に確認すること。また機材の動作確認等も必ず行うこと。

(8) 試験当日の受験者の受付・誘導・問い合わせ対応

ア 身分証明書（写真付）により受験者の本人確認を行い試験室へ誘導する

イ 試験当日、受験者からの連絡・問い合わせがあった場合に対応する。なお、遅刻等の連絡を予め受けた場合であっても、試験開始時刻を過ぎた後の入室は原則認めないこととする。

(9) 試験の実施・監督・時間管理

ア 受験者の着席を確認し受験者用メモ用紙を配付の上、試験を開始し、所定の試験時間に終了する。

イ 試験用の音声再生機器（CD プレーヤー等）及び解答吹込み用機器（IC レコーダ）の操作は試験監督者が行い、受験者が恣意的に操作しないようにする。

ウ JICA が別途共有する書類（試験運営マニュアル）に基づき受験者へ説明を行う。不正行為の防止に努め、受験者からの要望やトラブルの発生に対しては、受験者の公平性確保の観点から適切と判断される対処を行う。特に受注者の裁量で判断が難しいもの、また緊急時等は、事前に JICA へ相談の上対処すること。

（10）試験終了後の回収物・確認事項・バックアップデータの作成

ア 受験者が試験中に使用したメモ用紙は必ず回収する。

イ 解答吹込み用機器（IC レコーダ）を回収し、録音の確認を行う。

ウ 録音の確認後、音声データを集約したバックアップデータを PC 上で作成の上、試験 CD とは別にバックアップ CD を作成する。その際、CD は各言語別に作成すること。

（11）試験実施後の資機材の送付・管理

事前に JICA から提供された各種資機材等については以下のとおり対応すること。なお、送付先、送付方法の詳細は JICA から別途書類（試験運営マニュアル）を共有する。

ア 英語

(7) 試験 CD 及び使用済メモ用紙は、原則として即日、別途指定する機関へ送付（封緘）すること。

(イ) 5.（10）ウで作成したバックアップデータは、原則として即日、別途指定する機関へ、指定された方法（ウェブサイトへのアップロード）で送付すること。

(ウ) 5.（10）ウで作成したバックアップ CD は、原則として即日、JICA へ送付（封緘）すること。

イ 英語以外の言語

(7) 使用した試験 CD、及び 5.（10）ウで作成したバックアップ CD は、採点に用いた後、契約期間終了まで保管すること。

(イ) 使用済メモ用紙は回収後、シュレッダー廃棄すること。

※ 送付にかかる送料は積算単価に含めるものとする。

(12) 会場の原状回復

会場借上げの場合、使用した施設の規則に従い、必要な原状回復及び資機材等の返却を行う。

(13) 遠隔での受験対応（遠隔地受験）

海外で業務に従事している等の理由から試験当日に指定した会場で受験することができない場合、特別に ZOOM 等（場所は JICA 内で実施）を用いた遠隔地試験を実施する可能性がある。

該当者が発生した場合は JICA にて確認の上、実施可否を判断する。受注者に求められるものは以下のとおり。

ZOOM 等実施時試験監督者

※ JICA 内施設を利用するため、会場責任者および試験室の手配は不要

(14) 試験実施結果の報告

ア 各会場の受験者の出席・欠席状況について、文書により JICA へ報告する。

（試験実施日から 3 日以内）

イ 試験に関するトラブルについては電話等により、当日又は翌日中に JICA へ報告する。なお、受注者の裁量で判断が難しいもの、また緊急時等は、事前に JICA へ相談すること。

ウ 受験者が少人数の試験室等において、受験者の欠席・辞退等により当該試験会場の受験者が 0 名になった場合、状況が判明した日を起算日として、JICA は以下のとおりキャンセル料を受注者に支払う。

10日～2日前	50%		
試験前日	80%		
試験当日	100%		

※当該会場のキャンセル発生時までにかかった経費総額に対する割合

エ 英語以外の言語に関し、採点を行い、採点結果を報告する（試験実施日から 1 ヶ月程度以内）。成績報告書の様式については 7. (1) 2. 2-3 で提案すること。以下内容を必ず記載する。

（記載内容）

(7) 新規登録試験、格付変更試験共通：スコア、通訳内容の正確性、スピード、安定性、語彙力等の判定に関する評価コメント。

(1) 格付変更試験受験者のみ：今後の能力向上のためのポイントについても記載する。

6. 成果品（業務完了届：添付物等）

受注者は以下の成果品を毎年度末に JICA へ提出する。

- (1) 試験問題日本語原案、採点基準案（5.（1）ア）
- (2) 外国語模範解答（吹込み用原稿）（5.（1）イ）
- (3) 試験CD（5.（1）イ）
- (4) 会場施設情報（5.（2）イ）
- (5) 試験当日スケジュール表（5.（4）ア）
- (6) 会場実施体制表（5.（6）ア、イ）
- (7) 受験出欠報告書（5.（14）ア）
- (8) 成績報告書（5.（14）エ）
- (9) 経費精算報告書

7. 経費支払方法

契約書附属書Ⅱ 契約単価表で定めた単価に実績数量を乗じた金額を支払う。受注者は業務完了にあたって業務完了届及び経費精算報告書を作成すること。JICA は毎年度末に受注者より提出された業務完了届を検査した上で、経費精算報告書に基づき支払いを行う。

以上

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書案」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。技術提案書のページ数については、A4 サイズで30 ページ以内としてください。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 社としての経験・能力等

- 1) 語学試験問題作成及び採点業務にかかる類似業務の経験
- 2) 試験運営業務にかかる類似業務の経験
- 3) 資格・認証等

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務の基本方針等
- 2) 試験問題作成ならびに採点基準案にかかる提案事項
- 3) 成績報告書作成や評価コメントにかかる提案事項
- 4) 試験の実施方法に関する提案事項
- 5) 受験者への対応に関する提案事項

(3) 実施体制等

- 1) 業務責任者及び事務管理者の氏名及び主な業務経歴
- 2) 試験当日の会場責任者及び試験監督者の体制
- 3) 外国語の翻訳および吹込みを担当する要員の体制
- 4) 社内の業務実施体制及び機構との連絡調整

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。)

3. その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点	技術提案書作成にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		18	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	語学試験問題の作成及び採点業務の経験を有し、本件委託業務に直接的に活かすことができるか。	10	類似業務の実績等について下記の通り記載ください。 (1) 〇のプロフィール (2) 〇案件業務に類似する業務の経験（5件以内） (3) 〇案件業務と最も類似する業務の実績と内容（5件以内） (4) 〇その他、関連業務の経験・能力についてアピールできる点等、具体的に記載願います。
	試験運営に関連する経験（実績）を有し、本件委託業務に直接的に活かすことができるか。	5	類似業務の実績等について下記の通り記載ください。 (1) 本件業務に類似する業務の経験（5件以内） (2) 本件業務と最も類似する業務の実績と内容（5件以内） (3) その他、関連業務の経験・能力についてアピールできる点等、具体的に記載願います。
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> 以下の資格・認証を有している場合評価する。 マネジメントに関する資格（ISO9001等） 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定またはプラチナえるぼし認定」 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定またはプラチナくるみん認定」 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 その他、本業務に関するとと思われる資格・認証 	3	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。
2. 業務の実施方針等		55	
業務実施の基本方針（留意点）・方法	本件委託業務の要求事項を理解し、目的に合致した基本方針（業務工程の具体的な進め方等）が示されているか。	10	本説明書において指示された業務内容について理解のうえ、本件業務における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。
	通訳力を適正に評価（ランク付け）するための試験問題の作成および試験答案の採点基準についての留意点、工夫が示されているか。	15	通訳力を適正に評価するための試験問題作成及び採点基準の方針に関し、これまでの実績に基づいた提案をお願いします。
	仕様書に沿った内容の成績報告書が作成され、且つ受験者の合否を判断する上で、適切な項目、コメントが記載されているか。	15	受験者1人あたり1枚、成績報告書を作成します。通訳力を適正に評価するための項目、内容を提案願います。
	試験の実施方法や会場に関し、具体的な方法および対応策が示されているか。また、JICAの仕様に対し、さらなる効果的な提案が示されているか。	10	試験実施の方法に関して、下記の点を加味し提案願います。 (1) 試験会場について 本説明書では、受験者を試験室で個別に試験することを想定した内容になっています。社が有する試験設備等が、本件業務で求める仕様を満たすもので且つ効率的に実施できる可能性があれば提案願います。 (2) 試験当日の運営について 上記と関連し、試験当日の運営等においても、社のこれまでの実績等を踏まえ、専門的見地からより効果的・効率的な実施方法について提案願います。 (3) 非常時の対応について 非常時の対応に関して、社のこれまでの実績に基づいた対応方法等について提案願います。
	受験者への対応に関し、具体的な対応策が示されているか。また、JICAの仕様に対し、さらなる効果的な提案が示されているか。	5	受験希望者からの問合せ対応、受験時間割の調整、受験者データの管理、受験者への詳細情報の提供・通知等、受験者との情報の授受や各種調整等について、これまでの実績に基づいた提案をお願いします。
3. 実施体制等		27	
業務責任者の経験・能力	業務責任者としての能力は十分と認められるか。また、類似業務について十分な知識・経験を有しているか。	7	本件業務に類似する業務経験について、具体的な担当業務の内容や本件業務との関連性、本件業務に生かせる専門性・能力等について記載願います。
業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	試験日において、適時且つ十分な能力で試験を運営できる会場責任者及び試験監督者が確保できる体制にあるか。	5	本件の業務実施上の目的や内容を十分に理解し、試験会場及び各試験室で的確かつ迅速に対応できる会場責任者、試験監督者が求められます。係る人材を的確に確保し、社本部事務局との間で適時に意思疎通できる体制になっているか等に記載願います。
	外国語の翻訳、吹込みおよび採点を担当する適格な要員を確実に配置し、業務に当たらせる体制が示されているか。	10	試験原案（日本語）を的確に外国語に翻訳し、吹込み、採点する要員の体制に関し、記載願います。
	本件委託業務を円滑かつ確実に実施するための体制（バックアップ及び機構との連絡体制を含む）が示されているか。	5	本件業務を円滑かつ確実に遂行するための業務実施体制（バックアップ体制や機構との連絡体制を含む）について記載願います。

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書案に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

- (1) 業務仕様書（案）「2. 試験の概要（予定業務量等）」及び「5. 業務の内容」に基づいて経費を計上し、別紙「入札金額積算用様式」を用いて入札金額（単価：網掛け部分）を積算してください。
- (2) 別紙2の数量、語学受験者数、試験室数、試験回数は全て想定（固定）です。当該年度の募集言語、受験者数の状況により増減の変動があることを前提に、入札金額を記載してください。
なお、本契約は単価契約のため、回数及び数量に増減があった場合についても、単価の変更は行わないことにご留意ください。

(3) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

契約書附属書Ⅱ契約単価表で定めた単価に実績数量を乗じた金額を支払う。受注者は毎年度末に業務完了届及び経費精算報告書を作成すること。JICAは受注者より提出された業務完了届を検査した上で、経費精算報告書に基づき支払いを行う。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で単価を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

入札金額積算用様式(問題作成・採点の部)

合計	0 円/1年 ×3年分＝	0	円
-----------	---------------------	----------	---

日本語原文、採点基準の設定 (単位:円)

日本語原文	単価	数量	単位	計
	0 ×	2	題	= 0

※ 新規登録試験1回、格付変更試験1回

外国語部分(問題作成、模範解答)、CD作成・複製※2 (単位:円)

言語	単価	数量※3	単位	計
スペイン語	0 ×	2	題	= 0
フランス語	0 ×	2	題	= 0
ポルトガル語	0 ×	1	題	= 0
中国語	0 ×	1	題	= 0
タイ語	0 ×	1	題	= 0
トルコ語	0 ×	1	題	= 0
アラビア語	0 ×	2	題	= 0
ベンガル語	0 ×	1	題	= 0
ミャンマー語	0 ×	2	題	= 0
インドネシア語	0 ×	2	題	= 0
ロシア語	0 ×	2	題	= 0
ペルシア語	0 ×	1	題	= 0
ダリー語	0 ×	1	題	= 0
ベトナム語	0 ×	2	題	= 0
モンゴル語	0 ×	1	題	= 0
カンボジア語	0 ×	1	題	= 0
ラオス語	0 ×	1	題	= 0
ネパール語	0 ×	1	題	= 0
ウルドゥ語	0 ×	1	題	= 0
セルボ・クロアチア語	0 ×	1	題	= 0
アルバニア語	0 ×	1	題	= 0
			小計	= 0

※ CDの複製、運搬費も単価に含める。

※ 数量が2の場合、新規登録試験、格付変更試験を両方を実施、数量が1の場合、いずれかの実が

※ 数量は見込み。受験者の応募状況により、実際は数量は0～2の間で変動する

吹込み用資機材準備(レンタル) (単位:円)

資機材名	単価	数量	単位	計
ICレコーダ	0 ×	60	台	= 0

採点・成績報告書作成 (単位:円)

言語	単価	数量	単位	計
スペイン語	0 ×	8	名	= 0
フランス語	0 ×	8	名	= 0
ポルトガル語	0 ×	4	名	= 0
中国語	0 ×	1	名	= 0
タイ語	0 ×	3	名	= 0
トルコ語	0 ×	1	名	= 0
アラビア語	0 ×	4	名	= 0
ベンガル語	0 ×	3	名	= 0
ミャンマー語	0 ×	5	名	= 0
インドネシア語	0 ×	5	名	= 0
ロシア語	0 ×	3	名	= 0
ペルシア語	0 ×	3	名	= 0
ダリー語	0 ×	3	名	= 0
ベトナム語	0 ×	6	名	= 0
モンゴル語	0 ×	2	名	= 0
カンボジア語	0 ×	5	名	= 0
ラオス語	0 ×	3	名	= 0
ネパール語	0 ×	1	名	= 0
ウルドゥ語	0 ×	1	名	= 0
セルボ・クロアチア語	0 ×	1	名	= 0
アルバニア語	0 ×	1	名	= 0
			小計	= 0

※ 数量は見込み。受験者の応募状況により変動する

上記1. ～4. の合計 0

入札金額積算用様式(試験運営の部)

試験運用業務費用の単価に含まれる経費について

以下の経費を含む単価を設定し、指定の数量を乗じた合計(小計)金額を記入して下さい

ア 業務単価(①)

7)会場(※)の借用料 イ)機材の借用料

(※)試験会場として確保する部屋:試験室(1室/12名の受験者、20㎡程度以上)

イ 業務単価(②)

7)会場責任者、試験監督者の人件費、交通費等 イ)通信/運搬費(宅配送料等) ウ)消耗品費(メモ用紙、印刷代等を含む)

ウ 遠隔地受験は試験監督者1名のみで対応可

合計	0	円/1年 × 3年分 =	0	円
----	---	--------------	---	---

試験候補地	語学試験受験想定人数					会場 (予定)	試験室数(12名/1室)				事務局 用	試験 室数 計	試験運営業務費用					試験会場別金額 (①+②)
	新規登録試験		格付変更試験		計		新規 英語	新規 英語 以外	格付 英語	格付 英語 以外			業務単価(①) (試験室1室あたり)	業務単価(①) 小計	業務単価(②) (試験1回あたり)	試験回数	業務単価(②) 小計	
	英語	英語以外	英語	英語以外														
北海道(帯広市近辺)	1名	1名	0名	0名	2名	借上げ	1	1	0	0	2	4	0	0	0	2	0	0
北海道(札幌市近辺)	1名	1名	1名	0名	3名	借上げ	1	1	1	0	3	6	0	0	0	3	0	0
宮城県	2名	0名	1名	0名	3名	借上げ	1	0	1	0	2	4	0	0	0	2	0	0
東京都	5名	24名	6名	24名	59名	借上げ	1	2	1	2	4	10	0	0	0	4	0	0
愛知県	2名	3名	2名	1名	8名	借上げ	1	1	1	1	4	8	0	0	0	4	0	0
石川県	1名	0名	1名	0名	2名	借上げ	1	0	1	0	2	4	0	0	0	2	0	0
兵庫県	2名	3名	2名	4名	11名	借上げ	1	1	1	1	4	8	0	0	0	4	0	0
広島県	2名	2名	2名	2名	8名	借上げ	1	1	1	1	4	8	0	0	0	4	0	0
香川県	1名	0名	0名	0名	1名	借上げ	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0
福岡県	3名	3名	2名	1名	9名	借上げ	1	1	1	1	4	8	0	0	0	4	0	0
沖縄県	1名	1名	1名	0名	3名	借り上 げ	1	1	1	0	3	6	0	0	0	3	0	0
遠隔地受験	0名	1名	0名	0名	1名	借り上 げ	0	0	0	0	0	0	-	-	0	1	0	0
													合計金額 (単年度計/税 抜)				0	

第5 契約書（案）

業務委託契約書（単価契約）

1. 業務名称 2023-2025年度研修監理員新規登録及び格付変更試験実施業務
（単価契約）
2. 契約単価 附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
3. 契約期間 2023年●●月●●日から
2026年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務について、発注者が個別に発注した際にはこれを受託のうえ、善良な管理者の注意義務をもって、誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に

提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第7条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。

- 6 前項の書類は、第7条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

（業務計画書）

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（2）発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通

知を求めることができる。

- (3) 第20条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(契約単価)

第5条 契約単価は、附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載のとおりとする。

(発注)

第6条 発注者は、本契約に基づき業務を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる業務、履行期間その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

- 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。
- 3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者が承諾したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知をしなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(監督職員)

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構国内事業部研修管理課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第8条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約単価の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

- 第10条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 11 条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、発注者が当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者は発注者に対してその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第 12 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 16 条に規定する経費確定（精算）報告書の提出に代えて、経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前 2 項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

第 14 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 12 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第 12 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。
- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
- 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、受注者は発注者に対して著作者人格権を一切行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前項の規定は、第 13 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

（成果物等の契約不適合）

- 第 15 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
- 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

（経費の確定）

- 第 16 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経

費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 2 受注者は、第 12 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約単価表のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

（1）業務の対価（報酬）

定められた単価及び実績による。

（支払）

- 第 17 条 受注者は、第 12 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に年度毎に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

- 第 18 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、遅延にかかる個別契約の対価（直接経費を含む。以下本

条において同じ。)につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第17条に従って支払義務を負う対価の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第19条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であつて、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）

第20条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- （1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （3）受注者が第22条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- （4）第25条第1項各号のいずれかに該当する行為があつたとき。
- （5）受注者に不正な行為があつたとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- （6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があつたとき。
- （7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- （8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新

聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 5 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる対価（直接経費を含む。）の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第 21 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 23 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(調査・措置)

第 24 条 受注者が、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 25 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下、「独占禁止法」)第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

- (6) 第 16 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 20 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
 - 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等）

- 第 26 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から対価支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

(秘密の保持)

第 27 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

第 28 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）第 11 号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

3 第 1 項第 1 号及び第 6 号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 29 条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程（平成 29

年規程(情)第14号)及びサイバーセキュリティ対策実施細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第30条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第31条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第32条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第30条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・死亡・後遺障害 3,000万円(以上)
 - ・治療・救援費用 5,000万円(以上)
- (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web版)を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同

措置の遵守を徹底する。

- 2 第 30 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 33 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 34 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

- (2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 35 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 36 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第37条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2023年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 ○○ ○○

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

[附属書Ⅱ]

契約単価表

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状（特定案件委任状）
3. 委任状（入札会に関する一切の権限）
4. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
5. 質問書
6. 機密保持誓約書

■技術提案書作成に関する様式

1. 技術提案書表紙
2. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

手続・締切日時一覧 (22a00987)

公告日 2023/03/02

メール送付先

e_sanka@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2023/03/10(金)正午まで	【質問】(調達管理番号)_ (法人名)_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2023/03/16(木)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書・下見積書の提出	電子入札システム	2023/03/23(木)正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
4	競争参加資格確認結果の通知	電子入札システム	2023/03/27(月)まで	-	確認結果を電子入札システムより通知します。
5	技術提案書のGIGAPODフォルダ作成依頼	メール	2023/03/28(火)から2023/03/31(金)正午まで	【作成依頼】技術提案書提出用フォルダ_(調達管理番号)_ (法人名)	-
6	技術提案書の提出	GIGAPOD	2023/04/03(月)正午まで	-	技術提案書は電子提出方法の案内に基づきパスワードを付せずにGIGAPODへ格納してください。
7	技術提案書の格納完了の連絡	メール	同上	【格納完了】(調達管理番号)_ (法人名)_技術提案書	-
8	入札書の提出	電子入札システム	同上	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
9	技術提案書の評価結果の通知	メール	2023/04/11(火)まで	-	-
10	入札執行(入札会)の日時及び場所等	電子入札システム	2023/04/18(火)15:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。